

保護者 様

富山県立高岡工芸高等学校長

学校感染症による出席停止および登校許可証明書について

お子様が下記の学校感染症と診断された場合は、病気の悪化や流行のおそれがあるため、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の扱いとなります。(出席停止期間は欠席にはなりません)

登校の際には、病院で下記の登校許可証明書を記入していただき、学校にご提出ください。

<医療機関記入>お手数ですが、該当感染症について☑していただき、ご記入をお願いいたします。

富山県立高岡工芸高等学校長 殿

登 校 許 可 証 明 書

年 組 番 生徒氏名

- 第1種感染症 ()
- 第2種感染症 麻しん 風しん 水痘
 咽頭結膜熱 流行性耳下腺炎 百日咳
 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
 インフルエンザ (出席停止期間の基準より前に登校する場合)
- 第3種感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症
 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎
 急性出血性結膜炎
- その他の感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症
 溶連菌感染症 その他 ()

上記(✓印)の感染症について、治癒または感染のおそれがなくなったので登校しても差し支えないと認めます。

初 診 日 令和 年 月 日

登校許可日 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名